Kelo Associated Reposit	ory of Academic resouces
Title	(承前)カントの哲学的方法論研究(完)
Sub Title	The Study of Kant's Philosophical Methodology(The last part)
Author	山本, 万二郎(Yamamoto, Manjiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1953
Jtitle	哲學 No.29 (1953. 3) ,p.25- 66
JaLC DOI	
Abstract	7) The transcendental method and its circulative character. There are found two phases in its circulative character; the circle of demonstration (Vaihinger) and the circle of evidence (Nelson etc.). We can get free from them by K. Fischer's explanation and the experimental method. Nevertheless there rests such a fundamental circle as pointed out by Fichte and Lotze. But it is due rather to the relativity of human nature itself than to the transcendental method. 8) The transcendental method and its formality. The transcendental principles are, according to Scheler, abstracted without consideration about a point of view of cultural history, therefore they are merely formal, nevertheless the demand to be formal is not fulfilled. For example Kant's concept of causality. But we must remark that such a demand itself is under historical conditions. 9) Many meanings of method-concept (the method of recognizing objects and the method of forming a system). We must divide these two phases of method in philosophy as well as in science. So besides the philosophical fundamental method we can find the philosophical and scientific methods of recognizing objects and the philosophical and scientific methods of recognizing objects and the philosophical and scientific methods of recognizing objects and the synthetic logic as its foundation). We can find the method of classification in architectonic. There he uses dichotomy. But he says in Critique of judgment, there are analytic and synthetic classifications, and the former is dichotomy, the latter trichotomy; that is grounded on the principle of contradiction, but this is natural and his own method. Then we must consider if he uses a different principle in case of trichotomy from the principle of contradiction. I think he doesn't. 11) The postulating method as the fundamental procedure of the method of forming a system. In a narrow sense it is the method of forming a system of System (the method of classification). Because it is on the ground of postulate that we can progress fro
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000029-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カントの哲学的方法論研究 (完)

山本万二郎

七先験法と循環論

体として分析的と名づける場合と、批判に於ける分析的手続の場合とである。 どの場合に該当するであらうか。そこに最も重要なものとして二つの場合が見出される。即ち序説に於ける方法を全 あると解されるからである。それではかゝる分析的性格とは上述の如く先験法に於て種々分析的といはれる場合の中、 格とは、経験又は先天的綜合判断の成立を証明しようとする目的にも拘らず、始めからその成立を前提してゐる点に 先験法が循環論であるといふ批難は通例先験法の分析的性格について与へられるものである。何故ならば分析的性

あらうか。若しそうであるとすれば、批判に於けるより重要な手続と見做される綜合的手続は批難から免れることに するようである。然し若し批難の目標がそこにあるならば、批判に於ける方法はその批難から免れる筈である。然る にその批難は批判に対しても与へられるのである。それでは次にその批難は批判に於ける分析的手続に対する批難で そこで今述べた批難の目標となるような意味での分析的性格とは、先づ序説に於ける方法の性格に対して最も適合

カントの哲学的方法論研究

ならう。然しその批難の真に向ふ所は、単にそこにあるのでもない。寧ろ批判に於ける方法全体にあるのである。

完結せるものではなく、 学的ながら究明又は演繹と名づけられてゐる。従つてそれも亦一つの証明といへよう。然しそれは決してそれだけで ず、それが論証仕方と認められるのである。いかに分析してもそれが直ちに転じて証明とならなければ、 も拘らずその内面に有する共通の性格でなくてはならぬ。それは何れもが分析綜合の二重構造を持つといふことに外 却つてそこにこそ証明としての重点があるのである。 達せられない。その証明の手続が綜合的手続である。批判に於ては確かに分析的手続として解される部分が、形而上 るのに対し、 然るに共通の性格とは、 ならぬ。元来循環論といふ批難は論証仕方に対するものである。然るに論証的性格は、発見的性格が分析的な所にあ かくてその批難が序説にも批判にも向ふものとすれば、その両者に共通の性格に向ふものと解さなくてはならぬ。 綜合的な所にあるのである。 寧ろその後に来る綜合的手続としての先験的な究明又は演繹を俟たねばならぬものであり、 一方が分析的他方が綜合的であるといふことではなく、 この両性格を持つからこそ、 序説の方法が分析的方法といはれるにも拘ら 寧ろ外観上のかゝる相反する性格に その目的は

実から制約へ遡りながら、 ての綜合的手続を不可欠の重点として、そこに向けられるものといはねばならぬ。 かくて循環論といふ批難は、通例の見解にも拘らず、序説と批判とに於て重点のおき所は異るにせよ、いづれも事 その制約によつて逆に事実を証明するといふ、その全体の手続に対し、しかも論証面とし

遍安当的にして必然的な従つて客観的な経験があるのであるが、かゝる経験が現実にあることを証明しなくてはなら められるべき事実として、即ち説明を要する事実として。次に経験とは証明されるべき事実として。蓋し経験には普 ファイヒンゲルによれば、 カントは経験の意味を三通りに解してゐる。即ち先づ経験とは、 それに対して理 一由の水

性の要素の客観的妥当性が説明され又証明されてゐる。 は 方その説明又は証明及び構成の目的であると同時に、他方その説明又は証明及び構成の手段と解されてゐることを指 るためには、 解される。然るに他方に於て経験とは単なる感性的知覚の結合によつて成立するものでないといふ前提の下に、純粋理 AJ. それが経験とならねばならないのである。かくて一方経験は説明さるべき、証明さるべき、 最後に経験は求められるべきものとして。即ち動揺せる不確実な主観的知覚を客観的認識にしようとするために 必ずその前提として経験が要求されることを意味してゐる。 而してこのことは同時に、先天的綜合認識が成立し構成され かくて経験は先天的綜合認識に対して、一 構成さるべきものと

てゐる。 る。ここに証明手段と証明目的との循環があるといわねばならぬ。 原理によるに拘らず、その経験を出発点として証明しようとすることは、 であり、 即ちカントに於ては経験的事実が、一方に於て証明さるべきものであるにも拘らず、他方に於て証明の根拠となつ との事は、 而してその証明の目的も同時にそれが正しいといふことにあることを意味する。即ち経験の正しさは先天的 単に事実を与へられたものとして分析するといつても、それは正しいものとして与へられたもの 同時にその先天的原理の正しさ なのであ

するならば、 の基礎といふことが、その他一切の哲学的命題がそれに論理的に依存する最普遍的前提を形成する原則の全体を意味 命題の最高普遍的前提を発見し、その発見の後に哲学の体系が前進法によつて打ち立てられることにある、そこで哲学 所が循環は更に深い所に根ざしてゐる。ネルソンによれば、 哲学的判断の最高の論理的前提の全体 批判は分析的手続によつてかゝる哲学の基礎に上昇すべきものといへる。 かゝる前提が哲学的根本判断そのものに外ならないが 批判の任務は、 論理的分析によつて、 然しその哲学の基礎といふこ あらゆる哲学的

נל

トの哲学的方法論研究

る。 礎は形而上学の体系に属さない。 断の確実性の根拠について問はれた時始めて、この第二の意味での基礎が考慮されるからである。元来形而上学の基 ず あるのではなくして、 ねない。 0 の中には当然存してゐない。 哲学的判断一 この様に解された意味での哲学の基礎については、 何故ならばこの後退的方法は最普遍的な哲学的判断の発見を以て完結するからである。而して更にかゝる判 般の確実性の根柢をも意味してゐる。 唯常に直接的認識の中にのみあるからである。 ^{註四} 寧ろそれは最普遍的な哲学的判断の根抵に存してゐる。 それと同様に論理的基礎は論理学に属さない。蓋し学問の基礎は一般に学問の中に かゝる哲学的判断一般の確実性の根拠は、 前述の批判の任務とした後退的方法に於ては問題 それ故それは直接的認識であ 哲学的判断そのも とな って

づけ様とする試みは不可能である。蓋しあらゆる疑ひもあらゆる基礎づけも、 であるからである。かくて理性の自己信頼の事実が、 つて直接的認識が最後の基礎となる。それ故その偽についての直接的認識を疑つたり、又はその客観的妥当性を基礎 そとで我々が認識を批判することの出来る標準は結局かゝる直接的認識である。 あらゆる懐疑に対する決定的法廷であり、 かゝる直接的認識の上に於ての 真偽についてのあらゆる判断にと しかもそれは自らを み可能

基礎づけることも出来なければ、 又基礎づけを必要ともしない。

と解するのである。 認識論を神学に基礎づけようとしたのを循環論法であると批難したが、 提を行わねばならぬからである。然るにかゝる前提を証明しようとするのは循環である。それ故カントは独断 然るにカントの認識論はかゝる前提の想定の下に行はれる。 蓋しその最初の出発点を確定するためには、 その批難はカント自身の立場にも適用し得る か 論者が ムる前

かくて先験法に於ては証明されるべきものとしての原理が既に出発点として予想されてゐるといふ循環論から、更

に一歩進んで、かゝる出発点としての原理を確実なりとするその根拠が究極の出発点であるが、それはいかにしても

証明出来ないし、 証明しようとすれば、 結局循環論になると論ぜられるのである。

が、 明証の与へられ方に外ならない。それ故若しかの明証即ち出発点と して の との点に関しシェラーも同様であつて、彼によれば先験法に於て事実といはれるものの与へられ方は完全に確実な その判断の論理的根拠に於てとらへられる原理によつて始めて証明されるべきであるといふならば、 当該判断のかの厳密な必然性と普遍性と それは全く

れば、 個別的作用に優越するといふことと、次にかゝる規範を見出すことが可能であるといふことを確信する人々にとつて 美的印象の本質をなす普遍的伝達性を拒む人々にとつては無意味である。 よき趣味の原理を見出すことの出来る所は、始めからかゝる原理を推量してゐる人々に於ける以外にはなく、又元来 のみ可能である。 々を相手にしないし、倫理学者はいかなる正しい意志の命令も絶対に承認しない人々とは何んの関係もない。又美学は いといふことをわざと説得されようとするもの――といふのは我々は総べて生来それについて確信を持つてゐるから か それではかゝる直接的認識又は明証とは何を意味するであらうか。ヴィンデルバントによれば、 →る研究を以て関はらうとする人々が、規範意識を少なくとも或る程度所有してゐることを前提とする。美学者が がゐるが、かゝる人々を批判哲学はどうすることも出来ない。 との信仰を持たないもの、又はこの信仰を先づ「証明」しようとするもの、又は普遍妥当なるものは存在しな 批判的方法は今やかゝる仮定を以て元来循環論に陷入る。批判的方法を行ふものは彼自身及び彼が 論理学者は正常な思惟の強制があることを拒む人 哲学研究は先づ普遍妥当なるものの規範が かくる批判的方法 然るに彼によ

カン

環を行はねばならぬといふことが正当であると。 ^{誰九} 出来る。 倫理学者は正しく判断し行為するといふことを前提とする人々との共通意識に於ける以外には道徳的原理を探すこと 前提としなければならない。 は出来ない。又論理学者は真なる表象の規則に従ふことを始めから信頼する人々に於てのみかゝる規則を探すことが それら三者はかくて正常な人間の理想を有し、 とこに於てロッツェ 0 V へる如くこの循環は全く不可避であるから、 而してその理想を提示しようとするためには、 人は純粋にその循 か ムる理想を

らう。 に論証 証の意味がある。 も確実なることが明らかに知られてゐない。そこに論証の意味がある。本来明証とは最も厳密な意味で主観的のもの 保証するわけに行かない。 認識の事実ではなくして、その事実の正当か又は不正当かの妥当性なのである。即ち「事実上」存在する学問から出発 の分析からその唯一可能の制約を確定したのであるが、 証によつて明確化するといふことが出来よう。 である。 に於て不確実性が含まれてゐることを意味してゐる。かゝる半確実性を、その論証によつて何れかに決定する所に論 ふ語を以て表現するに外ならない。
 然し元来かゝる明証又は明証を担ふ命題が絶対に確実であるとは限らない。又たとへ確実であるとしても、必ずし 而して直接的確実性が間接的に論証されても、 は循環的であるといへる。然しクーノー・フィッシャーによれば、因よりカントは認識の事実から出発し、そ 従つてたとへ確信といふ意味での確実性を究極的に有するとはいへ、客観性といふ意味での真実性を絶対に 即ち明証の直接性は可能的確実性を含むが、 若し明証を以て後者を意味するならば、 明証とは本来前者を意味するであらう。元来論証が行われるといふことは、 この様に明証も改変されつつ展開する所に実験とい その内容は依然として同一であるが故に、その限りに於て確か カントがその制約から引き出し確立したものは、 必ずしも現実的確実性を表示しない。 それは元来明証といふこと以外のことを明証とい ふ意味があるであ それが間接的論 再び単なる 半面

はれる。 対してのみならず、ネルソン、シェラー、ヴィンデルバントの明証的循環論の見解に対しても、 は決して、始めた所に終つたのではないと解してゐる。確かにこの考へ方はファイヒンゲルの論証的循環論の批難に したが、それが「権利上」に於ても存在し又存続すべきや否やを最後的に決定しようとしたのである。かくてカント ならないからである。たとヘヴィンデルバントのいふ如く、明証が論理外のものであるにせよ、それが根拠として有 蓋し明証とは直接的確実性として一つの事実であり、その論証による証明の帰結は、その妥当性の確立に外 解答になり得ると思

味ではなく、カント的意味に於ける可能性の提示より現実性への論証を意味するからである。 いつてゐる。ここにいふ実施乃至帰納は正に実験に該当するであらう。蓋しそこにいふ帰納とは自然科学的経験的意 同様に、その実施によつてその正しさを確めねばならぬ。即ち反省の「措定」は帰納によつて保証されねばならぬと ナトルプによれば、 反省の認識妥当性は前提であり仮定である。 しかも必然的仮定であると共に、あらゆる仮定と

すべき妥当性は実験的論証によつて確立されるであらう。

的性格こそ有限なる人間としての相対的理性の宿命であるといはねばならぬ。従つてあらゆる意味での循環を脱する 極的確実性としての明証すらも論証化されることによつて真実化され、しかもそれが実験によつて漸次的近似的に行 といふことは、 はれるといふことは、そこに究極的な循環性が潜んでゐることを意味するからである。寧ろかゝる根柢に於ける循環 かくて一応循環論は脱し得ると思はれる。 我々のなし得る以上のことであらう。

註二三 然しこれによつて完全に循環論を脱し得たとはい へない。 何故ならば究

密にいへば明証的事実或は明証を伴へる事実である。勿論カントの出発点としての事実が直ちにハイデッガーの気分 イデッガーが気分的了解といふことをいふが、それが出発点としての明証であり、 事実であるといへよう。

く。 れ てカントの事実もつきつめればそこに到るであらう所の地盤としての事実である。 的了解としての事実であるといふのではない。カントの事実は既に構成された事実である。かゝるカントのいふ事実 して循環を脱してゐると同時に、 ても原状況そのまゝの姿に戻るのではない。その分節化された新らたな姿に戻る否進むのである。ここに循環の如く は勿論更にネルソンの直接的認識もヴィンデルバントの明証も結局そこに地盤をおくであらう所の事実である。 と同時にかゝる気分的了解なくしては、その明確な分節化も論証もあり得ないのである。但し地盤に戻るといつ ることによつて露はになる。 逆に循環を脱する如くして循環に根ざしてゐるところが認められるのである。 即ち論証化されて明確になるのである。 それは再び気分的了解の地盤に戻つて行 かゝる事実が分節化され(解釈さ

が脱し得ない循環がある。かゝる循環を不意に発見して決してあわてない様に、はつきりかゝる循環を承認しておく 論の発見の理論によつてであらう。然らばそれは又何によつて発見されるのか。(恐らくつきる所がないであらうと。誰ニ これは理論的方法の循環を暗示して**ゐる。そこで彼は循環について次の如くいつてゐる。それ故ここに於て人間精神** の方法を提示しようといふだらうが、一体かゝる発見それ自身の理論がいかにして発見されるのか。恐らく発見の理 に彼は続けていふ。哲学者も詩人や芸術家と同様に、かゝる暗い感情を必要とする。蓋し確実なる学問のために発見 識学が示すべきである)によつて導かれると。その薄明とはハイデッガーの気分的了解の境地であるといへよう。更 誰一四 る。而してこの薄明から出て始めて日向に移り行くのである。人間精神は始めは暗い感情(その起源と現実在とを知 フィヒテは次の如くいつてゐる。人間の精神はいろいろの試みをする。即ち人間精神は暗中摸索を通つて薄明に来

要するにカントの出発点と解した事実が厳密な学問上の出発点として認め得るか否かについては議論のある所であ

が

学的存在論的実存哲学的地盤との関はりが見られると思ふのである。 究極的地点まで引き戻しても尙且つ循環的性格は免れ得ないからである。勿論かく言ふからとて、 した先験法を、そこにある循環的性格の故に否定し去らうとするのは行き過ぎである。何故ならばその事実をたとへ らう。恐らく更につきつめて見なくではならないであらう。然しそれだからといつて、その事実を出発点として成立 本来先験法なるものも、 として容認しようといふのではない。学問上循環の極小を求めるのは学的厳密性を求める学的良心であらう。 かゝる究極的事実に立つて成立すべき方法であるであらう。尙以上により既に先験法と現象 一切の循環を当然 而して

描 | Vaihinger: Kommentar, Bd. I. S. 438—439

胜二 ibid. S. 427

描三 ibid. S. 439—440

Nelson: Über das sogenannte Erkenntnisproblem, 1908, S. 658--659 (246--247)

註五 ibid. S. 525 (113)

赶六 ibid. S. 595—597 (183—185)

Scheler: Die transzendentale und die psychologische Methode, 1922, S. 40--41

Windelband: Kritische oder genetische Methode? (Präludien, {Bd. 2.)} S. 122-123

学問以外に学問の根拠を求めんとするものは、彼の外にジクワルト、リッケルト、フィヒテ、シェラー等がゐる。(次節参照

九 Windelband: ibid. S. 123

Lotze: Logik, 1929, S. 492

真理は一般に思惟によつて発見され得るといふ理性の自己信頼はあらゆる研究の避くべからざる前提である。ここに含まれる循環 論を疑ふことは無益であるのみならず余計なことである。蓋しそれは一方避くべからざるものであると共に、他方暗黒な疑心の中 に於てそこから出て来る疑はしい暗影を我々に明らかに認めしめるような瞬間は決して来ることは出来ないからである。

盐1〇 K. Fischer: G. d. n. Ph. Bd. 4, Kant I, S. 362

カントの哲学的方法論研究

哲

- Natorp: Husserls Ideen zu einer reinen Phänomenologie, Logos, Bd. W, S. 240
- 描 | | ibid. S. 241
- 岩崎武雄氏は弁証法を有限のロゴスと解し、それと実験法を結びつけて論 じて ゐる。 これは確に注目すべき見解と思はれ

る。(同氏著「カントとドイツ観念論」参照

註 四四 Fichte: Gesamtliche Werke, Bd. I, Über den Begriff der Wissenschaftslehre, S. 49

註一五 ibid.S. 49 Anm.

註一六 ibid. S. 37

八 先験法と形式性

下に求められたアプリオリは結局認識論の揑造であるとの批難がある。 があらゆる場合に妥当することを要求する所にその形式性があるのであるが、かゝる要求は通用せず、かゝる要求の ントが先験的なものと解するのは、理性能力一般と対象一般の概念及び命題である。とこに於ては後者の形式性 しかもそれら

するのである。然るにそれは更に一歩進んで、先験的方法による認識原理は、その成果を歴史的に反対され得ないよ そこから遡るべき根拠となる特殊の所与から出発するにも拘らず、その所与の認識に関する単に一つの認識論である うにするために、それが見出した原理は過去に於ても現在に於ても未来に於ても実際に認識手段であることを要しな **ととに満足せずして、あらゆる認識に対する批判的標準を提示しようとする。即ちそれは認識批判であることを要求** 即ちシェラーによれば、先験的方法が歴史的事実から取入れるものは、真理として妥当する科学の成果だけであつ 心理的及び文化的動機について考慮が払はれてゐない。更に学的成果を取入れるといつても、元来先験的方法は

あるといはねばならぬ。
註五 原理が認識論者の幻影に過ぎないことを意味するのであると。 明に基づいて、更に異る種類の知識領域にまでそれを独断的に適用しようとするのである。それは一面的なやり方で に、そのやり方は先づ特殊の科学について因果性の概念を構成し、しかもその概念が先天的認識手段であるといふ説 然しかゝる普遍的認識批判であらうとする要求は正しく充たされるで あろ ら か。 しかも、かくして求められた原理が実際にかゝわりのないものであるといふことは、かゝる 例へばカントの因果概念を見る

記述的及び分類的科学や歴史に対しては妥当しないのである。 に、あらゆる可能なる経験に対して内容豊富に過ぎるし、他方に於てそれは法則科学に対しては妥当するとしても、 実際先験論理は、その形式性の主張にも拘らず、一方形式論理学に比しては内容的に規定されたもので ある が 故

是正する根本勢位を示すといふ根本命題によつて示されるに過ぎない。従つてそれは一定の文化形態の内部に於て、 も、それはいつも学問的に真なる命題なのではない。かゝる原理は、命題といふ単なる外的な形をとつて、人間精神 解によれば、先験的方法に於てはその根本原理は学問そのものに属するものと解されてゐる。然るに学問の基礎は学問 としての創造的な精神であつて、かゝる全体としての精神はいつもその部分機能を被ひ、部分機能を終極に於て始めて に於てそれ自ら認識を制約する不合理な力を指示してゐると精々言ひ得るに過ぎない。即ちその不合理な力とは全体に於てそれ自ら認識を制約する不合理な力とは全体 それでは元来アプリオリはいかなる内容を持つべきであるか、又いかにして求められるべきであるか。シェラーの見 要するに統

かゝる理想は文化的活動一般の種々の複合に対する対照的比較法の手続なくしては提示されない。而してかゝる手続 具体的精神実質を形成するのである。 の結果、 一的な生き~~せる内容に充てる文化理想が、かの精神的部分機能の権能措定の標準を構成しなければならないが、 単に形式的ならざる先天的理念が決定されるのである。 かゝる内容に充てる理念は勿論絶対に妥当すると考へられることは出来ない。 かくて先天的理念は歴史的精神生活の包括的階層の

所に示されてゐる。即ち純粋理性批判から科学の根本構造が、実践理性批判及びそれに基づく道徳の形而上学から道 含まれ得るかを問ふてゐる。これこそ(先験哲学の要請)カントがその問題形成の形成主義にも拘らず、 化哲学として特質づけられると解してゐる。即ち批判の結果として文化の偉大な形象に対する理性根拠の表示が到る は全然文化史的に無関心であつたのであらうか。これに対しヴィンデルバントによれば、批判論の体系は包括的な文 学問の問題の下に展開した批判主義は意図せずして、その展開の中に文化哲学となつたのであると。 問の根柢として綜合の原理を発見した後、 総べての後に批判的方法の意味で、単なる理性に基づくそれらの文化価値のどれだけが社会の宗教的生活形式の中に 徳及び法律に於ける理性目的の領域が、判断力批判から芸術及び美的生活形態の本質が示されてゐる。而してそれら かくてシェラーによれば、アプリオリは文化史的に求められねばならぬとするのであるが、それではカントの哲学かくてシェラーによれば、アプリオリは文化史的に求められねばならぬとするのであるが、それではカントの哲学 一歩一歩文化のその他の形象に向つて行つた根拠である。 かくして方法上 あらゆる学

ある。 判断即ちあらゆる経験に対して普遍必然的に妥当すべき理性機能が、いかなる権利を以て可能であるかといふ問から 然し文化を取扱つたが故に文化哲学であるといふことと、それを文化史的に取扱つたかどうかといふこととは別で ヴィンデルバントによれば、 カントはその批判的分析に於て、経験から生じた個人的意識に於ける先天的綜合

学の根源である。而してこのことは学問芸術道徳の方面に於て同様であると。従つて文化は意識一般の普遍的条件の 出発したのである。而して文化とは人間意識がその理性的規定性によつて所与の中からとり出し労作する所のもの全世二六 体に外ならないのであるが、我々が与へられたものとして通例受取るものに於てそれが普遍妥当の経験として示され 意識一般の法則に従ふ綜合即ち実際に妥当する包括的理性形式に従ふ綜合が存在するといふ見解が先験哲

下に成立するものとして求められたと解される。

ると解してゐる。 意識従つて現代の文化意識の制約であることを証明しようとしてゐる。而してこの様な態度をとる理由は、元来先験 束縛からさへも離脱し、 的方法といふものが超時間的妥当性の中に確立されるのであり、それは当時の形式論理学の状態による歴史的制約と が、カントの体系に於て取出されるべきものは、超時間的文化意識の理念的構造であつて、それが各時代の歴史的文化 との点に関してキナストも同様である。即ち彼によれば、 而して現実的科学の事実から全く自由になつて、それに対立しようとする所に基づくのであ カントの理性概念や理性批判は文化意識の理論とい へる

は限らないといふべきではないか。 的普遍妥当性では済まされない筈である。そこには必ず文化史的実質的考慮が払はれてゐなければならないのではな いか。又それと同時に、臼(文化史的なアプリオリは必ずしもシェラーのいふ如く、絶対的妥当性を有しないものと かくて文化を取扱ひ乍らも、いまだ形式主義を脱してゐないと解される。然し、日 文化を取扱ふ以上単なる形式

たのはカントに於ける根本的誤謬である。蓋しアプリオリにも実質的のものがあるからである。 先づ口から論ずるならば、 確かにシェラーが後年「倫理学」に於て指摘した如く、アプリオリと形式とを同一視し 即ちシェ ラーによれ

ば、 それは現象から帰納的に推究されるものでなく、直観的に与へられるものであり、真の価値性質は存在して独自の対 い。カントはそこに於て意志の価値志向を見逃してゐる。価値はその支持者と混同されてはならないものであつて、 カントに於けるように倫理学に於てあらゆる財や目的のみならず実質的価値をも拒けるといふことは 正 し く な

象領域を提示するのである。しかもそれは実質的な系列と順位をなすが、かゝる価値の系列や順位は財の世界やその象領域を提示するのである。しかもそれは実質的な系列と順位をなすが、かゝる価値の系列や順位は財の世界やその

変遷する形態には全く無関係であり、それに対して先天的である。然るにかゝる価値には普遍妥当的なもののみなら

ず、特有の個人的なものもあるのである。而してかゝる価値には作用が対立するが、作用といつても経験的なものでは

なくして作用本質であり、元来先天的である。しかもかゝる作用本質は人格の中に於てのみある。換言すれば人格と

述の如く必ずしも普遍妥当なるアプリオリを否定しはしないのである。更に実質的文化史的アプリオリに於ても、 持つともいへるのである。 たであらう。而してそこに見出されるものは、一方カントに反して具体的実質的アプリオリであるが、他方に於て前 とへその適用範囲に関しては普遍的ではないにせよ、先天的な存在仕方を持つ限りは、存在仕方的に絶対的妥当性を かゝる自我領域の現象学的開明が、 シェラーは主に価値なる実践的領域について述べたが、このことは理論的領域に於ても同 以前の著書に於て目論まれた精神論的乃至文化史的方法に該当するものであつ た

のあらゆる原理の中に、形式法則関係といふ図式につきない本質の要素が事実上含まれてゐるのを示すことが範疇論 たる統一をしてゐて、範疇が或る実質的なるものを含み得るといふことは全く不可能なことであつた。しかしそれら 次に日の問題にふれるが、ニコライ・ハルトマンは次の如く言つてゐる。カントに於ては先天性と形式性とは確固 様であらう。

質を有している。 式」である。がこの形式といふ性格は内容性といふ意味での実質に決して対立しない。 の特殊の任務である。法則範疇命令は、それらが妥当する個々の場合に対しては普遍的であり、その意味での「形 認識され得るから、 さもなくば無内容とならう。 との事から先天的実質があるといふことが全く明らかに帰結されると。 まこれ 而してあらゆる原理は、 一般に認識され得る限り、 あらゆる原理は自らの中に実 単に先天的にのみ

るものであるとはいへ、普遍妥當的な根本概念があるといふことを発見し又は発見しようとした点にあるのである。 ならぬ。従つて寧ろシェラーがそれを超歴史的と考へる所にこそ、彼自身の指摘せる誤れる形式性があるのである。 #EIO 取扱はれたのである。即ちシェラーの所謂不合理な力がカントをしてかくあらしめたのである。この点を観過しては 義的な見解をとつた事自身が既に文化史的産物であり、カントのアプリオリはその限りに於て暗默の中に文化史的に ŋ らしめれば、再び現代科学の基礎原理を発見したであらら。かくて先験法は、それが基礎原理を展開しようとする限 を原理となし、それを超歴史的と考へたことそのことが全く歴史的なことであるからである。 へた事は誤謬であるが、それが元来超歴史的であると解するのも同様に誤謬である。何故ならばカントがかゝる範疇 的ではないのであり、 でない。 然しアプリオリがこの様な広い意味で実質的であるといふことと、文化史的意味で実質的であるといふことは同一 元来先験法の意味は、 形式的であると共に、それが形式的であるまゝで、歴史性乃至文化史的性格を持つのである。 カントの範疇と雖も前者の意味では固より実質的であつても、シェラーの指摘する如く後者の意味では実質 又さらでないことをカントは望んだであらら。固よりカントがそのアプリオリを超歴史的と考 それが如何なるアプリオリを見出したかにあるのではなくして、たとへそれが本来歴史的な カントをして現代にあ 即ちカントが形式主

以上により先験法に関する三つの問題の中循環論と形式性との二問題について検討し、

最後に主観性の問題が残つ

哲

てゐる。然しそれについては、次に体系法を検討した後、結論的意味を以て論究しようとする。

註 属するものと思う。而して方法の問題は当然前者に属するものである。それ故ここでは能力の問題は一応論外に措くのである。 認識の理論は認識の論理学と認識の現象学との二面を有し、認識能力の問題は後者に、認識の原理原則等形式の問題は前者に

Scheler: Die transzendentale und die psychologische Methode, S. 55, 56

註三 ibid. S. 60. 71

註四 ibid:S. 60

註五 ibid: S. 62, 69-70 シェラーのカント方法論批判については、 川合貞一博士「先験的方法」三田哲学会編「哲学」第一輯多

照。

社六 ibid. S. 51, 74

武七 ibid.: S. 72, 74

註八 ibid. S. 87

註九 ibia. S. 89

誰 | ○ ibid. S. 94

註一 ibid. S. 95 註二 ibid. S. 179

註一三 ibid. S. 8. 84

Windelband: Kulturphilosophie und transzendentaler Idealismus, (Präludien Bd. 2) S. 281-2

出一五 ibid. S. 289

胜一六 ibid. S. 281

註一七 ibid. S. 287

註一八 Kynast: Kant, 1928, S. 16—17

註一九 ibid. S. 66—67

Scheler: Die Formalismus in der Ethik und die materiale Wertethik, 1927, S. 49

描二 ibid. S. 6

盐二二 ibid. S. 9—10

群日三 ibid. S. 18—19

出一四 ibid. S. 510

当五 ibid. S. 395

出一六 ibid. S. 397—398

||11 中 ibid. S. 394

武二八 ibid. S. 73, 410

HIT IDIG. S. 13, 410

赶二九 N. Hartmann: Ethik, 1926, S. 97—98

Präludien, Bd. 2. S. 135) つている。ことにアプリオりの実質的文化史的考慮が暗示されている。(Windelband: Kritische oder genetische Methode? ヴィンデルバントも普通妥当性の範囲は論理学に於て最大であるが、倫理学に於てはより狭く、美学に於ては最も狭いとい

봅||| | Buchenau : Grundproblme der K. d. r. V., 1914, S. 37

九 方法概念の多義性 (対象認識法と体系形成法)

についても一に於てその概略を示した。然るに批判に於てその両方法論が必ずしも明確に区別されてゐない様に、そ の通りである。更に科学的方法論と哲学的方法論とが、カントの「批判」に於けるどの部門に於て論ぜられてゐるか ことは前述の通りである。而してそれらが何れも哲学的方法論であつて、科学的方法論と区別されるべきことも前述 の論ずる部門も亦決して一に於て示した如く必ずしも一義的に明確に区分されてゐるのではない。更に科学的方法論 以上に於て根柢法と対象認識法とを検討したのであるが、それら何れとも異つて体系形成法が論ぜられねばならぬ

カントの哲学的方法論研究

かにしなくてはならぬ。蓋しそうすることによつて批判に於ける哲学的方法論の地位が明確になるからである。 にも対象認識法と体系形成法とが区別されるべき筈であるが、それらがそれとしどの部門に於て論ぜられてゐるかに ついてもいまだ明確にされてゐない。それ故哲学的体系形成法そのものを検討する前に、それらの点について、 明ら

され把握されるのである。従つてかゝる原理を論ずるものは五に於て示した理由により、科学的方法論の中に於ける 析論に於ける範疇や原則は、対象構成の原理である。即ちそれによつて自然科学の対象としての自然が構成され認識 対象認識の方法論である。 さて科学的方法論は感性論と分析論とに於て論ぜられてゐることを前に指摘したが、感性論に於ける直観形式や分

ける理念論のこの部門は、科学的方法論の中の体系形成の方法論に該当するといはねばならぬ くて理論が形成されるのである。かゝる理論形成の方法原理が統制原理としての理念に外ならぬ。従つて弁証論に於 ある。然しこの段階の認識は最早対象を構成するのではなくして構成されたものを組織し体系化する段階である。 然るに自然認識はそれを以て終るのではなく、かくて成立する個々の認識は、その全体乃至体系に向ふべきもので カ>

て論ずる哲学的方法論は、哲学に於ける対象認識の方法論である。 である。しかもかゝる方法原理は、哲学にとつては把握されるべき対象である。それ故かゝる方法原理の把握に関し かくて科学的方法論は出揃ふのであるが、前述の如く、かゝる科学的方法原理それ自らを論ずるのが哲学的方法論

それが今まで論じて来た所である。 されるのである。それ故かゝる哲学的方法論即ち対象認識法は、先験的感性論先験的分析論及び先験的弁証論の一部 而してそこに把握されるべき方法原理が先験的なるものであるが故に、 か」る方法によつて、 先験的なるものとしての直観形式範疇原則及び理念が把握 かゝる哲学的方法は先験法と名づけられて

論ぜられてゐることを意味しない。寧ろかゝる先験的なるものの把握の仕方即ち先験法そのものが自覚的に本来論 を場として論ぜられるのである。 然しそれが場として論ぜられるといふことは、 必ずしもそれがそこに於て自覚的に

を有してゐるが、第二版に於て対象認識法に対する関心が強められて来たといへる。(前号四六頁六七頁参照) これに対し第一版の序文に於ては、

寧ろ根柢法としての自己認識が強調されてゐる。

更に緒論は元来根柢法 に関心 られてゐる部門は、前述の如く第二版の序文である。

ある先験的方法論であるといふことが出来よう。蓋しカントは先験的方法論を以て純粋理性の完全な体系の形式的制 今は関はるのだから……」(傍点筆者)といつてゐる。 ントは「しかし先験哲学の特有の方法についてはこゝでは何もいはない。蓋し我々は我々の能力の事情の批判のみに ることが暗示されてゐる。かくて先験的方法論は哲学の体系形成の方法論であるといふことが出来る。 然るに哲学それ自身にとつても体系形成法がなければならぬ。それの論ぜられてゐる部門が、批判の最後の部門で 即ち批判に於ける方法と先験哲学即ち体系に於ける方法とは異 力

されると共に、今や他方に於てその一部が科学の体系形成の方法論であると解される。 それでは先験的弁証論はどうであらうか。それは一方前述の如く形而上学的方法論として哲学的方法論であると解

在的使用であるが、それが更に二通りに分たれる。即ち一方理念は前述の如く統制原理として科学の体系形成法の原 成原理としての使用に関する部門に於て論ぜられる。それが弁証論に於ける狭義の形而上学的方法論である。 元来先験的弁証論は理念論であるが、先づ理念は内在的に使用されるか、超越的に使用されるかによつて、その役割 後者は従来の或は素質としての形而上学の成立する根拠である。而してそれは弁証論に於ける理念の構 次に内

カントの哲体的方法論研究

理であると共に、他方に於て理念は哲学の体系形成法の原理でもある。何故かといふと、先験的方法論は前述の如く先 学的分野であるといはねばならね。勿論この部門と前述の科学的体系形成法の部門と解される統制原理としての理念 も哲学に関する面がある。然したとへ両者とも全体に関する面を有するとしても、かゝる全体乃至体系へ迫る方法的 使用と共に、究極的な一切の体系的全体への深き関心が示されてゐる。これは最早科学を越えてその根柢としての哲 形成法に関係ある理念論は、特に先験的弁証論の最後の附録の部門である。蓋しそこに於ては理念の統一的な経験的 るのを見れば、 験哲学或はカントの考へたあるべき形而上学―― 自覚が特に前者に於て示されてゐる。この点に於て前者を特に哲学的方法論に加へ得ると思ふのである。 (特に二律背反の一部)とは密接な関係があつて、前者 その中心的部門と解される建築術に於て、体系とは理念の下に於ける多様の認識の統一であるといつてゐ 理念論は哲学の体系形成法にも関係あるものといはねばならぬからである。而してかゝる哲学的体系 体系 ――の方法論であり、従つて哲学の体系形成の方法論であると (附録の部)にも科学に関する面があると同時に、

の構図が措かれてゐる。それ故弁証法は広義に於て形而上学的方法論とも解されるのである。 科学的体系法と他方哲学的体系法とが論ぜられてゐる。而して後者特に最後の部門に於てカントのあるべき形而上学 かくて弁証論は、 理念の超越的構成的使用の部門に於て狹義の形而上学が、 内在的統制的使用の部門に於て、一方

門としての三批判が体系的関聯にあることも認めなくて は な ら ぬ。かくて哲学的体系形成法は三批判の体系形成法 部門に当る。前者に於て要請法が、後者に於て分類法が見出されるのである。然しカントに於ては、あるべき形而上 然るにカントに於て哲学の体系といふ場合本来は先験哲学のことを意味するのであるが、かゝる先験哲学への予備 先験哲学の体系形成法とに分たれる。前者が弁証論に於ける最後の理念論の部門であり、 後者が先験的方法論

朝を持つものと見ることが出来よう。 尚要請法と分類法とは表裏の関係にあつて、その優劣の差はつけ難いが、一方 要請の性格を帯びるものであるが故に、要請法は体系法の根柢的のものと解し得よう。(これらについては後述) 批判体系は科学体系と哲学体系との中間にあつて媒介的であると共に、他方分類法は究極に於て理念に基づき理念は 方法も決して一方的ではなくして、両面的であることを注意しなくてはならぬ。 学と先験哲学と批判とは必ずしも明確に分たれてゐないから、 それらの体系法の論ぜられる部門も、 然しそれぞれ主として以上の如き役 また用ひられる

次に各方法と各部門との関係を図示する。

註 方 緒 第一 原 第二版序文 法 版序文 理 先験的感性論——数 学 先験的弁証論 先験的分析論 Kant: K. d. 論 綸 論 哲 哲学的対象認識法 : 学 自然科学的方法論 形而上学的方法論 先験哲学的方法論 的 < 根 Ħ 的方 柢 Ś 465 法 法 論 超 内 科学的対象認識法 越 在 的 的 一科学 哲学 哲学的体系形 素質としての形而上 的 的 体 体系 系 形 形 成法 成 成 学 法 法 科学的方法論 (先験論理 体系の体系法 批判の体系法 (要請法) 根 対 (批判法) (先験法) 柢 象 法 法

四五

註

ibid. S.

483

ibid. S.

383

カントの哲学的方法論研究

体系形成法としての分類法(その根拠としての分析論理と綜合論理)

系が取扱はれてゐると見ることが出来よう。 に達すべきことを論じてゐる。即ち理論理性批判から実践理性批判への展開が要求される。それ故主として批判の体 ば、ここに於ては哲学的対象認識の根柢に触れると共に、理性の思弁的使用の限界を示し、それを超えて実践的使用 は訓練に外ならない。 消極面を意味するものと解される。と同時に一方に於てそれは哲学的対象認識の何ものかについての消極的考察を含 根本的態度に関係し、批判に対する無批判的態度を警めるものである。従つてそれは哲学的根柢法としての批判法の は或る規則から離脱せんとする傾向を制限し、遂にそれを絶滅せんとする強制をいふのであつて、それは理性使用の難っ に立つ体系的な理性の使用法である。即ち建築術とは体系の術であり、 は以上の説明によつて全く不可能であり、 によれば規準とは或る認識能力一般の正しい使用の先天的原則の総体である。それ故一般論理の規準は悟性及び理性 験的方法論は四部門から成り、 である。理念とは全体の形成についての理性概念であり、それによつて多様の範囲並びに部分の相互の位地が先天的 んでゐる。それ故対象認識法の消極面をも兼ねてゐる。次に規準とはかゝる消極面に対して積極面であつて、カント 一般に対するものであり、先験的分析論は純粋悟性の規準であつた。然るに思弁的使用に於ける純粋理性の綜合認識 体系形成法は前述の如く先験的方法論と弁証論の一部に於て論ぜられてゐるが、先づ前者の説く所を検討する。先 かくて正しい規準を有し得る理性使用は実践的理性のみであるとしてゐる。これを以て見れ 純粋理性の訓練規準建築術歴史を含んでゐる。それを方法論的に見れば、先づ訓練と 理性の思弁的使用の規準はあり得ないのである。 然るに建築術とは訓練と規準との消極積極の両面を土台として、 体系とは理念の下に於ける多様の認識の統 との点に於て 先験論理 その上

念であり規準である。かくて行はれた分類については既に前号四一頁に掲示した。ここに於てはかゝる体系法として ものであり、 である。即ちそこに於て哲学理念は学校概念としての哲学と世界概念としての哲学とに分たれ、前者は後者に基づく るに建築術とは理念の下に於ける哲学の体系的分類法に外ならない。即ちそこに体系法として分類法が見出されるの あると共に、そこに於ては建築術を頂点とし乍ら、これと規準とが共に体系法として中心をなすものといへる。要す ものといはねばならぬ。 はるといはねばならぬ。 て純粋理性の完全な体系がいつか提示さるべきものと解してゐる。これを以て見れば規準も亦体系の体系形成法に関 れを以て見るに建築術は哲学体系の体系形成法であるといふことが出来る。然るに一方に於て、規準も亦それに従つ 企てられるべき学問の理念が先験哲学であり、それは批判ではなくして、純粋理性のあらゆる原理の体系がある。こ 的意図に基づく技巧的統一と区別されて、建築術的統一といはれるものである。而して建築術的仕方で批判によつて に規定されるのである。全体とは組織づけられたものであつて、単なる集積ではない。 ^{註四} かくて世界概念に基づいて哲学の分類が行はれる。この世界概念が道徳的信仰に外ならない。 と同時に建築術も理念に従ひ批判の企てるところのものである以上、批判の体系にも関はる かくて先験的方法論は根柢法から体系法へと、序文諸論原理論の方法論的縮図を示すもので か」る理念による統一が経験 これが理

者は矛盾律に従ひ、 を用ひたのではない。彼は次の如く判断力批判に於ていつてゐる。先天的分類は分析的か綜合的か何れかである。 さて建築術の内に於て行はれる分類法は上掲表(前号)に見る如く二分法である。然るにカントは常に二分法のみ それは綜合的統 いつも二分法であるのに対し、後者は(数学的認識と異つて)先天的に概念の分類が行はれる場 一を求めて行くもので、三分法となり、それは制約と被制約と両者の綜合から生ずる概念と 前

の分類法を考察せんとするのである。尚方法論最後の理性の歴史の部門も分類法の検討に役立つものと解される。

四八

学 第二十九解

の原理 かくて彼は二分法の外に三分法を考へ、それぞれ分析法、綜合法と呼び、 の問題は後にして、先づ二分法と三分法及びそれらがそれぞれ分析法綜合法と呼ばれることについて 検討 それらの基づく原理に言及してゐる。と す

る。

_්දි するものであつて、 ら成るかによるものである。それは同質的なものにも異質的なものにも適用出来る。 と部分との関係であつて、全体が二つに分たれると見るか、二つの部分とその結合といふ一つの項との三つの部分か るか否かによるものである。然しここでは主語も述語も概念相互の関係であつて、同質的なるものの間の 関係 であ 先づ分析判断綜合判断といふ場合には、 即ち今述べた二つの場合と、もら一つは分析判断と綜合判断といふ場合である。 ふことをいろく~の意味で用ひてゐるが、ここに関係するものとしてが少なくとも三通りの意味で用ひられてゐる。 尙とこに再び分析法及び綜合法といはれるが、それは先験法に於けるそれと異る。元来カントは分析及び綜合とい 然るに先験法に於ける分析と綜合とは、 而してそれは事実と原理との関係である故に異質的なものである。 一方は事実から原理へ、他方は原理から事実への方向即ち遡行的か又は前進的方向を示すもので 主語と述語との関係に関するものであつて、後者が直接に前者に含まれてゐ 一つの断定内に於ける関係ではなくして、断定そのものの関係仕方に関 最後に分類に於ける分析と綜合とは、 それらはそれぞれ異るのであつて、

於ても、対象に関して感覚的哲学と主知的哲学、起源に関して経験主義と理性主義、方法に関して自然主義と科学主 さてカントは上述の如く、一方三分法を以て自己の法自然の法としてゐるが、それは後年の著作判断力批判に於ける 純粋理性批判に於ては二分法が主として行はれてゐる。 即ち上掲の分類表のみならず、 理性 0 歴史に

るが、 義、科学主義が更に独断的と懐疑的に分たれる。これは明らかに二分法である。更に建築術に於て上記分類表の基と 理性の世界と悟性の世界、 両者はそれぞれカント自身もいふ如くAと非Aとの矛盾対立をしてゐる。更に有名な二律背反に於ても同様で 自然の世界と道徳の世界、必然と自由、理論と実践、 内在と超越とが分けられてゐ

ある。これらは明らかに分析法である。

判断力、真と善に対して美、理論と実践とに対して評価、必然と自由とに対して合目的性がその架橋となつてゐる。 界を構成するのに対し、それらの綜合的立場を示すものである。即ち第一第二の知と意に対し情、悟性と理性に対して それは綜合法である。 それは建築術に於ける対立の綜合であつて、そこに於て制約と被制約とその綜合といふ関係が明らかである。從つて 第二批判に対して第三批判を成立せしめた所にある。即ち第三批判は第一第二批判がそれぞれ前述の如く対立せる世 断表範疇表原則の体系は二分法と三分法との合体である。これらに対し、体系全体に於て三分法の顕著なものは、第一 然るに三分法も全然行はれないのではない。上述の理性の歴史に於ても二分法の前に三分法が行はれてゐる。又判

るものであるであらうか。 かくて一応分析法と綜合法とが区別されるのであるが、次にカントに於て両方法は、カントが区別する程原理上異

の二元的構造となる。 悟性の外にあるのではなく、 統覚とは「我思ふ」なる表象又は形式であつて、そこに於て感性と悟性とが統合するのである。 クローナーはこの点に関し、先づカントの主要概念である統覚乃至自我に関して論じてゐる。 この様に見てくると三分法と見えるものも結局二分法に帰着し、 それは悟性であり、 悟性は感性に対して形式である。それ故統覚の構造は形式と内容と 従つて両者の区別は見出され 然るに統覚は感性や 意識一般乃至先験的

ない。 あつて、これが弁証法的綜合なのであるが、カントに於ては第三者は対立者から再び分裂して、それら総べての三者 はその対立者の外にあつて、その対立を単に傍観者としてのみ結合するに過ぎない。而して対立者はそこに於て自ら 能力が思惟作用を範疇形式を以て行ふのと同様であらう。従つて統覚は形式としても、 覚は作用、 ゐる。 即ち先験的統覚、 ^{誰一四} 結合することをしないのである。それが批判的反省的な分析的先験論理であつて、それに対し綜合的思弁的論理に於 を統合する作用がなければならぬ。 同様にいへることである。即ち第三批判は単なる反省であると同時に、 てそとに於ては対立者乃至分裂者は第三者の中に入り込み第三者の中に於て自ら結合する様に第三者と統合するので てはそれら三者が全体として転回し、それが単に自己認識に止まらず、 して第三者であり得る。 然るに形式とはロゴスであり働かねものである。従つて形式と内容とが統合されるものであるとすれば、それ 意識一般は形式と解し得るであらう。それは丁度感性能力が直観作用を時間空間の形式を以て行ひ、 根源的統覚又は純粋統覚、意識一般、先験的主観又は自我といつてゐるが、 ててに再び綜合論理が認められると思われるのであるが、
 それが真の自我であらうと。元来カントは既論のように統覚をいろく~に呼んできれが真の自我であらうと。元来カントは既論のように統覚をいろく~に呼んで 同時に対象との綜合でなければならぬ。而し
誰一八 前両者に対して並立的立場にあるに過ぎな クローナーによれば、その第三者 作用としても、 自我は能力、統 感性悟性に対

結局一切は同一化し矛盾がなくなることによつて綜合の性格を失ふに至る事を検討しよう。 とによつて綜合不可能又は見せかけの綜合に終ることを示したのであるが、次に三者が三者としての意味を持ち得ず 以上は第三者によつて綜合しようとし乍ら、三者鼎立に終るといふこと、 即ち矛盾律に従つて三者が固定化すると

と。と。

意味してゐるに過ぎない。 ず、その綜合としての第三者と見られるものも実は両者の外にあるのではなくして、両者の根柢的同一性それ自身を しめるのではない。 同一を示すに過ぎないのであつて、そこに於ては二つの異るロゴスが相互否定的に媒介されて第三のロゴスを成立せ を示してゐるのであるから、そこに一応綜合論理が示されてゐる筈であるが、その綜合論理は単にA ない。 とによつて、 ぬ。即ち形式的乃至根柢的には同一律に基づいてゐる。 経験の対象の可能性の条件であるといふことである。然るにそれは確かに内容的に見て単なる同一律乃至矛盾律では カントは先験論理の根本原則を以て形式論理のそれから区別してゐる。従つてそれが如何なる性格かを論究するこ と同時に同一律乃至矛盾律を拒むものでもない。結局それを根柢として内容的規定を与へられたものに外なら カントの論理を見ることが出来る筈である。 カントに於ては互に対立するロゴスが異るといふのは見せかけであつて実は同一であるのみなら 即ち結局三者とも同一であつて、 蓋し彼の最高原則に於ては主観側と客観側との形式的同一性 最高原則とは周知の如く経験一般の可能性の条件は同 初めから矛盾がないのである。 || **A** なる即自的 時に

定的媒介による綜合といふ形で表はれてゐない。結局その両項及び第三項は、一応それぞれ別のものであり乍ら、 由の法則である。而して第三の法則は合目的性の法則として両者の綜合の位地にある。 根柢として根源的同一ロ に於て両者と同一なる法則なのである。 の根柢に於て同一のものに帰するのである。即ち第一批判の法則は自然必然的法則であり、第二批判の法則は目的自 いて実践的判断力は悟性の自然法則をその範型として用ひるのである。即ち自然法則が自由の法則の範型となるので とのことは第三批判による第一第二批判の綜合自身に於ても同様である。 ゴスがおかれてゐるからである。即ち彼の体系的綜合法に於ては決してその対立項の相互否 蓋し第二批判に於て最高原則が現実的意志又び更に行動にまで実現するにつ 何故ならば第三批判に於ける綜合可能の 然るに合目的性の法則 は根柢 そ

べてゐき。 る。かくて三つの批判に於てその根柢は同一の合法則性に基づくことが示されてゐるのである。又悟性と感性とを構 構想力の自由な合法則性換言すれば構想力の自由な演戯が悟性の合法。同性一般と一致することに基づくのであると述 来ようとも、 形式を、それに移行することに基づくものであるが、このことは法則といふものが、その規定根拠をどこからとつて ある。而してこのことは直観や直観に依存するものを叡智界に移行することによるのではなくして、 性であると説いてゐる。 解されてゐる。又或る場合は統覚とも解されてゐる。更に感性と悟性が対立しながらも、 位を説き、寧ろ後者に前者が包摂される如く説くと共に、それら何れも純粋理性である限り同一認識能力乃至同一理 想力を以て仲介せんとしても、 の根源的同一性が見られる。更に目的論的判断力は目的概念(理性)と悟性概念との反省的一致に於て成立つのであ 性を認めてゐる。 それを彼は認識能力としての悟性と構想力との自由な演戯ともいつてゐる。そこに美的法則と理論法則: 合法則性一般としては同一だからであるとしてゐる。又第三批判に於て美的判断が普遍性を有するのは 更に理論理性と実践理性との関係につい 一方構想力が第三者の如くであり乍ら、他方いつもそれが或は悟性的に或は感性的に ても、 第二批判に於て理論理性に対する実践理性の優 図式に於て両者の根柢的同 合目的性一般の

が、 理に進まうとし乍らいまだ分析論理に留まるものと解される。 従つてカントの体系形成法としての分類法は元来二分法と三分法が併用され乍ら、次第に自覚的に前者より後者に即 ち分析法より綜合法へ重点がおかれたが、 かくてカントは二分法の原理を矛盾律と規定したのに対し、三分法乃至綜合法の原理を明確には規定し 綜合法を弁証法と名づけたと解し得べき所がある。質問 いまだその性格が明確にならなかつたといへる。即ち分析論理より綜合論 然しそれは以上の如く綜合論理の性格を充分有してゐない。 な つた

れるのであつて、 然るにこれに対し、カントを以て弁証法論理の立場にあるものと解するものもある。それは二つの方向から論ぜら 一つは先験論理に対する思弁論理であること、もう一つは分析論理に対する綜合論理乃至弁証法論

理であることである。

合をかゝる創造的要因として提示しようといふ認識論的見解である。而してかゝる見解はカントの先験的弁証論に於 的であるからであると。 ガントの見解は全くヘーゲルの見解と一致してゐる。蓋し対象に関しては理性の認識であり、方法に関しては弁証法 て最もよく表はれて居り、そこに於ては理性の機能は生産作用及び生産するものとして示されてゐる。そこに於ては は前両者の如く理性の綜合を単に対象の認識形式として見ないで、対象の現実在の創造的要因と見、しかも理性の綜 の二は普遍的認識論である。 リーベルトによれば、 カントの純粋理性批判は三つの傾向を有してゐる。即ちその一つは具体的認識論であり、そ これらに対し第三に本来の意味で又重要な意味で批判主義を拡大する方向である。 それ

てその先験哲学が内容的には思弁的形而上学的であるといふことと、それが形式的には弁証法的であるといふことで 即ちそこに於て問題となることは、カントの哲学を批判としてではなく、寧ろ体系としての先験哲学と解し、 而し

化の形式としてのみ関係してゐるが、 ふ傾向を有してゐた。 られたものであり、 第一の問題に関し、 例へば暖かいもののようなものも思惟によつて生産される。即ち素材も単なる思惟物(Gedan-範疇的統一化の形式は経験の諸形式を一つの全体にまで結合せんとする目的に対し、 リーベルトは次の如く言つてゐる。批判主義の第一期に於ては質料感覚といふものは思惟に与 後期に於ては感覚の起源乃至原因をも創造的思惟の支配領域の下におこうとい 単に対象

カントの哲学的方法論研究

kending) である。 批判の後に出た「自然科学の形而上学的始源の原理」及びその後のアディッケスのカント遺稿を引用してゐる。 在に対して、かの特有の仮象性が取除かれたのである。 かくて初期に於ては綜合的統覚の届くことの出来ぬ限界と見られた思惟以前の又は思惟以外の存 かくて思弁的観念論の立場に近づいたと述べてゐる。 而して

は から打ち立てたり、 理性と世界といふ抽象的対立から出発するのではない。 出来ないといふ事ばかりでなく、 が解る。 分析的限界づけとに於てのみ反指定として考へ得るからである。 定に対する分析的限界づけと綜合的関係づけとに於て措定であり得るし、 くて理性の体系の統一は、 最高原理である。 は始めから又根柢から統一の内奥に横たはつてゐるあらゆる統一的導出の方法的見地である。 に批判哲学はこれらの外面的二者選一から根本的徹底的に超越した。即ちそれは認識の統一と体系とを、 の根源を認めたのでもなければ、それと同様に独断的経験論の如く一面的に感覚にのみそれを認めたのでもない。実 次に第二の問題に関しては、 論理的統一の前に完成して存在してゐる部分に対する附加的附録的原理ではなく、 経験的意志と純粋意志との関係に於て見られるが、かゝる対立関係を考へるならば、その綜合が必要であるの 而してそのことは元来綜合といふことがかの対立かの二律背反の緊張なくしては何ものをも綜合することが それが統覚の先験的統一として示され、あらゆる認識の客観的制約として規定されるのである。 又後から後天的綜合の中に関聯せしめたのではなく、 相互に絶対必然的に結合せる二つの関係方向乃至二つの次元を包括する。蓋し措定は反指 次の如く述べてゐる。 批判主義そのものが自ら関係する内容としての対象なくしては不可能であることを 即ち批判哲学は主観と客観、 又批判哲学は独断的合理論の如く一面的に悟性 かゝる対立はアブリオリとアポステリオリ、 統一の理念は統一の原理であり体系の理念 又反指定は指定に対する綜合的関係づけと 認識と認識の対象、 あらゆる導出及び基礎づけの 先験的綜合と合法則性 K 内部と外部、 個々の要素 の 4 存在と 認 識

立せしめてゐる。而してその基礎づけを行ふのである。それは例へば学問行為芸術である。 示すものである。蓋し内容なくば批判主義は空虚であり、批判主義はそれ自ら常に一つの領域一つの対象を自らに対 而して批判主義がこの領

域の基礎づけの要素として示す所の構成要素と基礎づけとが互ひに弁証法的相互関係に立つてゐると。

法的方法をヘーゲルが終に明瞭に示したのは、 かくて彼は、 カントとヘーゲルとはその対象と方法とに於て一致してゐるといふラッソンの言を引用した後、 カントが純粋理性批判から純粋理性の体系に上昇せんとしたその根本

的意図を完遂せんとしたものに外ならないと解してゐる。

而して彼はかゝる弁証法的対立はカント哲学の各方面に見られるが、 その根本的対立は形式と質科との関係及び二

律背反であると指摘してゐる。而してそれらが何れも弁証法的綜合に帰してゐると解してゐる。 象が形式内容の弁証法的綜合であり、又後者に於ては無制約者なる理性概念に於て弁証法的綜合が行はれてゐると解 即ち前者に於ては対

してゐる。

的方向に進むべき素地があるにせよ、 れはカント以後の展開を俟たねばならないであらう。 かくてクローナーと全く正反対の見解を有するのであるが、 それは批判的分析的論理の立場をいまだ脱し得ないものといはねばならぬ。そ 以上の所論により、 たとヘカント哲学に思弁的弁証法

註 | Kant: K. d. r. V. B. S. 467

ibid. S. 517—8

計二 ibid. S. 538

赶四 ibid. S. 539

註五 ibid. S. 539

カントの哲学的方法論研究

ibid. S.

ibid. S. 543

註九 Kant: K. d. U. (Akademisch. Auflage, Bd. 5) S. 197 Anm

ibid. Vorrede u. Einleitung

Kroner: Von Kant bis Hegel Bd. J. 1921, S. 432-433

ibid. S. 84

Kant: K. d. r. V. A. S. 81 (107) 括弧内はテキスト頁

B. S.108 (132)

Kant: Prolegomena (Akademische Aufl. Bd. 4) S. 304

Kant: K. d. r. V. A. S. 221 (353), 224 (355)

Kroner: Von Kant bis Hegel, Bd. I. S. 144-145

ibid. S. 227

ibid S. 239—240

Vgl. E. v. Hartmann: Über die dialektische Methode, 1910, S. 22. 23

Kant: K. d. p. V. (Akademische Anfl. Bd. 5) S. 70 (123)

Kant: K. d. U. (ibid.) S. 240-241 (69)

ibid. S. 217-218

ibid. S. 375-376. 377

Kant: K. d. p. V. S. 121 (218), 89. (159)

Kant: K. d. r. V. B. S. 14 (N'N It) Anm.

Liebert: Wie ist kritische Philosophie überhaupt möglich?, 1913, S. 181

註二九 ibid. S. 209

註三○ ibid. S. 200

註三一 ibid. S. 179—180

趙川川 ibid. Adickes: Kants Opus Postumum, 1920, S. 238 241,

拙川川 Liebert: ibid. S. 217-218

註三四 ibid. S. 219—220

ibid. S. 200, Lasson: Kritischer und spekulativer Idealismus, Kantstundien NNV II Heft 1-2, 1922

註三六 Liebert: ibid. S. 112, 114—116

(Reflexionen, Nr. 522, 528)

ibid. S. 118, 119 エーワルトもカントの「反省」に於ける範疇の三分法を引用して、 それが弁証法的であると解してゐる。

一 体系形成法としての要請法

る。 法なのである。 にかゝる体系を構成する根本的モチーフがなければならぬ。それが要請法である。 **越であることを検討しようとする。元来分類法は既に完成せるものを整理する方法としての特質を有してゐる。** は手続に外ならぬ。 である事を述べた。 先に分類法は体系の体系法であり、 それと同様に今や要請法も元来批判の体系法であると同時に体系の体系法であると共に、更にそれが体系法の根 かゝるモチーフによつて始めて分類法も亦体系形成法としての意味を持つのである。単なる分類は体 前節に於て分類法が本来体系の体系法であると同時に批判の分類法でもあることを見 たの であ 即ち体系とは常に全体でなければならないが、 要請法は批判の体系法であるが、それらはそれと、一方的ではなくして両面的 かゝる全体を求めんとする根本的モチーフが要請 かゝるモチーフから見れば分類法 然る

カントの哲学的方法論研究

系ではない。それが全体となつて始めて体系といへるのである。

般の根本的モチーフといへるのである。それに対しては分類法も狭義の要請法も、それぞれ手続としての位置を持つ 第三批判へ進むかといふ方法を意味する。それは一面に於て分類法に相対する体系形成法である。それ故かゝる批判 の体系法を狭義の要請法と名づける。かゝる狭義の要請法に対し、広義の又は根柢的意味の要請法とそ体系形成法 体系の体系法としての分類法と異つて批判の体系法としての要請法は、第一批判からいかにして第二批判へ、更に

であらう。 の公準乃至要請」についての所と、弁証論の二律背反及び最後の附録の部と、 の要請としての霊魂の不滅」についての部である。 それではカントは要請を如何に解したか。 ントが要請 (Postulat) について述べてゐる最も主要な個所は純粋理性批判の原則論に於ける「経験的思惟一般 而して右のような解釈が妥当か否か。次にカントの説く所を検討する。 実践理性批判に於ける「純粋実践理性

結合するかといふ方法を示すに過ぎないのである。 与の線を以て円を描けといふ様な命題である。而してかゝる命題は証明され得ない。蓋しその命題の要求するやり方 が正にそれによつて我々がかゝる図形を生産する所のものであるからである。 て対象を我々に与へ而してその対象の概念を生産する所の綜合に外ならぬ。例へば一つの平面に於て所与の点から所 原則論の部に於ては、 何故ならばその原則は物一般の概念を拡大することなく、 先づ数学的要請と先験的要請とを区別する。前者は実践的命題であつて、我々がそれによつ これが哲学的要請である。 唯いか それと同様に様相の原則を要請すると にしてかゝる概念が一般に認識能力と

更に実践理性批判に於ては次の如く述べてゐる。この無限の進行(最高善の実現のための進行)は同一の理性的な

る実践的法則に不可分的に結びつく限り、証明し得ざる命題を意味する。) ものとして純粋なる実践的理性の要請である。(要請とは理論的ではあるが、 高善は霊魂不滅の前提の下にのみ実践的に可能であり、 るものの無限に永続する生存と人格性(人はそれを霊魂の不滅と名づける)の前提の下にのみ可能である。 更にその霊魂不滅の前提は道徳的法則に不可分的に結合せる しかもそれが先天的に無制約的に妥当す それ故最

制約である。 れねばならぬ原則乃至制約であり、後者に於ては道徳が成立するためには同様に証明し得ないが要求される原則乃至 るものと解することが出来る。 以上を見るに要請とは理論的と実践的とを問はず、証明することは出来ないが、 即ち前者に於ける原則は経験的思惟一般の可能のためには、 要求されねばならぬ命題を意味す 証明し得ないが、 要求さ

るだけ続け進ませるといふことは理性の論理的要請である。 概念とその制約との結合 ならばこのことは被制約といふ概念が自ら齎らす所であつて、かくて或るものはその制約へ関係づけられ、而して若 の制約者に対するあらゆる制約の系列に於ける遡行が我々に課せられるといふことは疑ひ得ぬ明瞭な命題である。何 られるのである。 しその制約が更に制約される場合には更に遥かなる制約へ関係づけられ、かくて系列のあらゆる項を通して関係づけ 更に二律背反の所で論理的要請について次の如く述べてゐる。 それ故この命題は分析的であつて先験的批判に対するあらゆる恐怖を超えるものである。 ――それは既にその概念そのものに結びついてゐる― 即ち被制約が与へられ」ば正にそのことによつてそ を悟性によつて追究し、 しかも出来 即ち或る

の要請といはれるのである。 かくて前述の如き性格を有する命題自身が要請であるのみならず、 即ち前者の意味に於ける要請なる命題は、 被制約から制約への遡行といふこと自身も理性 後者の意味する様に理性が要請することによ

れる(postulirt)ものであり、任意的偶然的の場合には、単に仮定される(supponirt)に過ぎないのである。 **** つて求められる命題に外ならないのである。但しかゝる制約として求められる命題は絶対必然的の場合にのみ要請さ

あるが故に、理論的領域から実践的領域への展開を意味するのである。換言すれば要請によつて前者から後者へ飛躍 とが出来るのである。 絶対的必然的制約とは実践的領域に於てのみあるのであつて、実践的命題といふものは、元来理論的領域から要請さ かくて要請とは理論的及び実践的の両領域に於て無制約への遡行を意味すると同時に、本来の無制約は実践的領域に 的に移行するのである。ここにこれを要請法(die postulirende Methode)と名づけ、 そこでカントは前述の如く一方要請を理論的及び実践的の両領域にそれぞれ許したのであるが、他方に於てかゝる 何故ならば理論的領域に於ける二律背反は実践的領域を要請することによつてのみ解決を見出すと 又要請は理性の要求であるから主観的であり、しかも必然的であると解されるのであるが、かゝ 要請法を批判の体系法とい

する批判法と区別され難いであらう。 全体への要求である。実にそれを有することによつて真に体系法としての性格を持つことが出来るのである。 あると共に常に全体的体系的組織を念頭におかねばならぬ。更に前者は主体に於ける根源的追究であるが、要請法は なる遡行的性格のみであるならば、先験法に於ける遡行的真に性格を持つ分析法及び根柢法に於ける還元法を手続と しも全体の体系的関聯といふものに囚はれる必要がない。唯常に根源に迫るのである。それに反し要請法は根源的で 然るに要請法は以上の如く被制約より制約への要求であるのみでなく、もう一つの性格を有してゐる。即ちそれは 批判法は根柢にまで貫かんとする点に於て要請法と同様であるが、 前者は必ず 若し単

界として、そこに於ける根柢を以て終る。 系の体系法として、更に根柢的に体系一般の体系法としての性格を有するのである。 んとする所に本来体系法としての性格を見出すのである。即ちそれあるが故に単に批判の体系であるのみならず、体 がある。夏に分析法も要請法と同様に遡行的であるが、後者が根源にまで遡行するのに反し、 主体又は客体の何れにも限られず、全体を目指すのであるが、それは主体に関しても客体化して見る所に両者の相違 そこに両者の相違がある。 かくて要請法が究極的乍ら完結的に全体を求め 前者は一定の所与を限

部門に見られるところである。 それではか」る意味での要請法について、 カントはいかに説いてゐるであらうか。 それが主として弁証論の附録 の

然し対象の性質又は対象を対象として認識する悟性の本性が、 ちその統一は悟性だけで規則に到遠せぬ場合には、 部分に対してその位地と他の部分に対する関聯とを先天的に定める制約を含むでゐる。 完全な統一を要請する。その統一によつて悟性認識は単なる偶然的集合ではなくして、 **この理性の統一は今や理念即ち認識全体の形式の理念を前提とする。その全体は部分の一定の認識に先行し而して各** 行ひ而して成立せしめようとするものは、認識の体系的なもの即ち原理による認識の関聯であるといふことである。 彼によれば、 又は人間はこの体系的統一を理性のかゝる関心を或る程度考慮せずして先天的に要請し、 (体系的) 我々は悟性認識をその全範囲に渉つて見渡すと、次のことを発見する。即ち理性が全く特有な処理を 原理の下に於ける一致性と、 それによる関聯とを、出来る限り作り出すための論理的原理 悟性を理念によつて助け、同時に悟性の規則の相違性に対して、 それ自身体系的統一となる様に定められ 必然的法則に従ふ関聯ある体 との理念はそれ故悟性認識の 而して次の如く言ひ得 てゐるかどう である。

ŀ

るであらう。 的根本原則であらう。その原則によつて体系的統一は方法として単に主観的論理的のみならず客観的にも必然的とな はその相違性にも拘らず、そこから抽象され得る所の、共通の原理の下に立つてゐると。このことは寧ろ理性の先験 るであらうか即ちあらゆる可能なる悟性認識は(その下に立つ経験的認識をも含めて)理性的統一を有し、悟性認識

のである。 が故に、 ずるかのように見なすことを必然的ならしめるのである。これを究極的に追求することによつて道徳的神学が生れる。 実践的なるものに於ける道徳的なものと宗教的なるものとの関聯にまで及ぶのである。 をこに体系の体系法としての或は根柢的な体系法としての要請法の性格を見ることが出来るのである。
 の関聯を示すと同時に、更に進んで最高の理念乃至規準に基づく哲学体系を可能ならしめる根拠でもあるのである。 一は事物の合目的的統一である。而して理性の思弁的関心は、世界に於けるあらゆる秩序が最高の理性の意図から生 とれを以て見れば、 悟性認識乃至自然の関聯といふものが理性の要請する原則 然らばか」る悟性認識の最高の統一とは何であらうか。彼によれば理性概念のみに基づく最高の形式的統 かくて理性の体系的要請は、単に理論的範囲のみならず理論的なるものと実践的なるものとの関係、 かゝる体系的統一こそ理性の下に要請される所である。理性は飽くまで体系的統一を要請する (命題としての要請) 而してそれは一方三つの批判 によつて体系づけ 更に れ る

テの哲学が生れるのであり、 も密接な関係を有するのであるが、 **尙要請法は前述の如く被制約より制約への要求一般と解される時、 要請法** 更に理想主義の根本思想とも解される。 (仮定法)を以てカント哲学の根幹と解するものにコヘンがゐる。 又スミスも同 単に体系法としてのみならず、 それが自我の論理と結合した所にフィヒ 批判法先験法と

様の見解を持つてゐる。

誰一四

せしめようとしたのは要請法に外ならず、又弁証法に於ける分割と共同のロゴスは正にカントの分類法のロゴスの範 にプラトンの系統を継ぐものである。即ちプラトンに於て理念と現象とを分離せしめ乍らも仮定法を以て両者を結合 **偷彼の体系法は一方に於て二分法又は三分法の分類法をとり、他方に於て又根柢に於て要請法をとるが、それは正**

型といつて差支へないであらう。

註 | Kant: K. d. r. V. B. S. 198 (287)

| | Kant : K. d. p. V. S. 122 (220)

間 Kant: K. d. r. V. B. S. 343 (526)

註四 B. S. 421 (661)

註五 B. S. 363

註六 B. S. 533

註八 規準の部門が批判の体系法といはれる理由がここに見出されると思ふ。

赶九 B. S. 428 (673)

註一〇 B. S. 430 (676)

H | B. S. 452 (714—715)

註一二 B. S. 531 (847)

器 | □ Cohen: Logik der reinen Erkenntnis, 1914, S. 431—433

Smith: A commentary to Kants Critique of pure reason, 1918, p. XXXVII-XXXVIII

コヘンもスミスもカントと逆に要請を遇然的、仮定を必然的と解し、従つて仮定法の用語を用ひてゐる。

結

語

中 観念論の立場とコペルニクス的転回とは通例密接のものと解される。 らかになると共に、諸方法の綜合的立場として結論的なる先験的観念論の問題と関係するからである。 に結論的意味を以て論ずるために最後に残したのである。蓋しそれによつて先験法と観念性乃至主観性との関係が明 以上根柢法対象認識法体系法より成る哲学的方法論を論じたのであるが、 循環論と形式性とは既に論じ、 最後に主観性の問題のみが残つてゐた。これは先験的観念論の立場と関係する故 かくて次にこの二つの問題について極く簡略に 先に先験法に於て残れる三つの問題の しかも先験的

法先験法体系法が綜合統一された場合に成立した立場であつて、批判法そのものが先験的観念論ではない。 V. 述べて結末をつけたいと思ふ。 先験法とは異ることは前述の通りである。批判法は又観念論と必ずしも結合しない。蓋し批判的実在論も亦可能であ く批判法が現代に於てはフッセルの還元法となり、 として区別されねばならぬ。 つたのである。 である。 先験的観念論とは立場であつて方法ではない。 A カントの立場が先験的観念論であるといふことは、 先験的観念論の立場(先験法と主観性乃至観念性) 勿論それ自身を方法と見ることも出来るが、 批判とは元来ひつくり返へすことである。 カントに於ては先験的なるものに向つたから先験法となつたのである。従つて批判法と 立場とは幾つかの方法が組織的に統一されて構成される綜合的見地 ハイデッカーの解釈法となり、 本来方法の結末乃至綜合点であつて単純な方法それ自身ではな カントの当時の哲学的状況の下に批判法を適用し而して批判 そのひつくりかへしたものを如何にするかは第二段の方法 ヤスパースの実存自覚的方法とな 前述の如

るからである。更に先験的なるものも必ずしも観念論と結合しない。カント自身に於ても先験的なるものとは批判期 に於ては認識の仕方に関するものであるが、前期に於ては物の本質規定に関するものであつた。 の関係についてはメッサー、 ガイザー、 ニコライ・ハルトマン、 フリース (Vries) の見解によつても両者が必ずし 先験論理と観念論と

B コペルニクス的転回

も一致しないことが明らかであらう。

る。 の立場による業蹟に帰着する。但しラスクのカント解釈は先験論理であるとはいへ先験的観念論とはいへない。 ベルト等 に過ぎない。更に方法論上から見るものも結局先験的観念論の成立を予想して論じてゐる。 が高坂氏である。 二部門のハルトマンは彼自身がその立場を容認するのではなく、単にカント自身の要求としてその様に解釈してゐる め ッシラーの考へ方の変革も、もう一歩といふ所に止まつてゐる。 フィッシャー、 力 た根本的な心構へ即ち考へ方の変革にあるのであらう。 即ちカント哲学の批学史的業蹟上と先験的観念論の立場上と最後に方法論上とである。第一の部類にはクーノー ントの哲学をコペルクス的転回に比する見解が行はれてゐるが、それらは大体三つの層に分たれてゐ る と い へ 第三の部類にはコヘン、 ラスク、リッケルト等、第二の部類にはスミス、ヴィンデルバント、 然し実験法は手続であつて根本的方法ではない。 ゲーラント、 カッシラー等が属する。業蹟と見るものの多くは結局先験的観念論 それこそ先験的観念論の立場でも、先験法或は実験法でも それに対し考へ方の変革として実験法を提唱するの コペルニクス的転回とは真にか、る手続をとらし ニコライ・ハルトマン、 コヘンの投げ入れも、 叉第 リー 力

カントの哲学的方法論研究

(本項は紙数の都合上簡略にしたので、参考の文献を挙げてその不足を補ひたいと思ふ。)

それらの根柢としての批判法であるといはねばならぬ。

なくして、

哲

Erdmann: Reflexionen Kants, Bd. II 1884, Nr. 39. 179. 180

Messer: Einführung in die Erkenntnistheorie, 1927, S. 153-4

Geyser: Erkenntnistheorie, 1922, S. 17-26

N. Hartmann: Grundzüge einer Metaphysik der Erkenntnis, 1925, S. 149-151

Vries: Denken und Sein, 1937, S. 137-140

K. Fischer: G. d. n. Ph. Bd. 4, Kant 1, S. 8-10

Lask: Gesammelte Schriften, Bd. II, 1923, S. 43

Rickert: Deutsche systematische Philosophie Bd. II, 1934, S. 264

Smith: Commentary, p. 22-25

Windelband: Geschichte d. n. P. Bd. II. S. 81

N. Hartmann: GrundZüge e. M. d. E. S. 147

Liebert: wie ist kritische Philosophie überhaupt möglich? S.222-3. 225

Cohen: Kommentar zur K. d. r. V. 1920, S. 2-4

Görland: Aristoteles und Kant, 1909, S. 268-269

Cassirer: Immanuel Kants Werke, Bd. II, S. 159-161

0

尙右論題の研究に当り東大及び京大の研究室の書籍借用の便を与へられた両大学研究室当事者に深く謝意を表する次第である。 本稿は昭和二十七年度文部省科学研究費補助による「哲学的方法論の歴史的体系的研究」の一部をなすものである。

以